

# 令和 7 年度総会

## 議 案 書

議案第 1 号 令和 6 年度活動報告及び  
決算報告並びに監査報告について

議案第 2 号 奈良市自治連合会会則及び  
奈良市自治連合会の会員(徽)章はい(佩)用規則及び  
地域自治協議会推進部会会則の改正について

議案第 3 号 新年度役員について

議案第 4 号 監事の選出について

議案第 5 号 令和 7 年度活動計画 (案)  
及び予算 (案) について

奈良市自治連合会

## 令和6年度奈良市自治連合会活動報告 (1)

奈良市自治連合会は、令和6年度の基本方針として「基盤組織である自治会の活動を支援し、活性化するとともに、地域各種団体・行政と連携のもと、地域自治の仕組みづくりを進めよう」を掲げ、地区自治連合会の相互連携を図り、中心的存在として連合体機能を発揮しつつ、「地域自治協議会」設立促進への取り組みを通して、各地区自治連合会から“頼りになる存在”を目指し活動した。

また行政が抱える重要課題については、解決に向けて正面から向き合い、必要に応じた取組を行うなど、市との協働パートナーとしての役割を果たす活動を行った。

地域において基盤となる自治会活動については、加入率の低下、無関心住民の増加、各団体の会員数の減少、高齢化に伴う役員の担い手不足等、深刻な状況がなお続いて先行きが懸念される事態となっている。

しかし、防災防犯・福祉・教育・環境などの分野においては、地域に期待される役割が増しており、地域内の活動体の連携や協働は不可欠で、新たな担い手の発掘などが重要な課題となっている。

奈良市自治連合会は「行動する市自治連合会」として、市との参画と協働を推し進め、「頼りになる市自治連合会」を目指し活動した。

### ◎奈良市自治連合会の専門部会の運営方法の変更および活動

今年度より、従来の三専門部会を廃止し新たに「地域課題検討部会」を設置し、毎月の定例会において部会を開催した。「地域自治協議会推進部会」は、定例会から毎月の役員会終了後に開催することとした。

#### 【地域自治協議会推進部会】

今年度は、上半期は準備地区・設立地区を中心とした課題等の対応策を検討し、下半期は、ブロック別会議での地区の現状や問題点を把握し、設立準備へ支援することとした。

10月には市長に“地域自治協議会設立・運営推進および地域課題解決に関する要望”を提出し、地域自治協議会の円滑な運営と組織づくりの機運醸成に努めてきた。

また、「自治連合会だより」第36号に要望を掲載するとともに、地域自治協議会の啓発チラシを作成し、広く住民に周知をした。

視察対応：6月 野洲市自治連合会

出前講座：1月 東里自治連合会

#### 【地域課題検討部会】

副会長が部会長として、毎月地域課題について協議を重ねた。定例会に組み入れ、全員参加で行い、ブロック別のワークショップを実施し、「担い手不足」をテーマに、それぞれのブロックごとの課題の違いや、対応策の共有を行った。

2月の定例会では総括として、帝塚山大学名誉教授の中川幾郎先生に講演をいただき、次のステップに向けたテーマを提供していただいた。

各専門部会の詳細については別途報告書を参照ください。

## ◎自治会長研修会の実施

7月7日(日)市役所正庁において開催、200名程度の参加をいただいた。

市内の1,100を超える自治会長の半数以上が単年度で交代する実情から、新任自治会長研修の必要性があると考え、各地区自治連合会での自治会長研修を促し、新任自治会長研修教材として「自治会活動の手引き」を活用していただくため各自治会長に配布した。

来年度もできるだけ早い時期に開催を予定し、新任自治会長のみならず自治会役員にも広く参加者を求め、研修会を通じて、自治会活動に一層の研鑽を重ね、活性化と自治会会員数の増加を目指していきたい。

## ◎奈良県、奈良県自治連合会への参画

令和元年度から奈良県自治連合会に加入し、研修会・会議等開催時は積極的に参加した。

今後は、奈良県のリードを期待する一方、行政間の広域化課題が増えている対応について、地域側にとってもより一層の参画連携が必要といえる。

環境をテーマとした研修会、奈良県警察署が講師による特殊詐欺や、テロ防止対策の研修会に参加し、持続的かつ有効的な対応について勉強した。

また、11月開催の奈良県市町村長サミットにおいては、奈良市の「地域自治組織づくり」について発表する機会をいただいた。

来年度からは、奈良県自治連合会「新しいまちづくり部会」に、オブザーバーとして、参加する予定となっている。

奈良県自治連合会は、「新しいまちづくり部会」「自主防災・防犯部会」を立ち上げておられ、共通課題に連携して取り組んでいる。

## ◎市長との意見交換会（地域ミーティング）の開催

今年度は「市長との意見交換会」は実施できなかったが、昨年度に開催された意見交換会で出された意見を追跡し、行政担当部局に対応方法への回答を求め、いくつかの解決案や進行中の課題はあるが、引き続き改善に向けた対応を求めてきた。

来年度は、各自治連合会単位で開催できるよう市長に要望していく。

## ◎各種審議会への参画と情報共有および情報提供活動

自治連合会役員を中心として、各種審議会・委員会・懇話会などへ地域住民の立場で積極的に参画し意見表明を行い、会議内容を定例会で報告するほか、事前に情報・意見の集約に努め、会議に挑んだ。

市民生活に密接に関係する大きな問題や事業については、情報提供を要請すると同時に、研修会や説明会を実施するよう働きかけた。

以上

# 令和6年度 奈良市自治連合会 「地域自治協議会推進部会」活動報告（まとめ）

## 1. 取組の概要

令和6年度上期は、設立地区の協議会長や自治連合会長、後続地区の自治連合会長有志が集まり、設立のメリット（後述）と見えてきた課題やその解決策などについて議論し、その結果を定例会に報告した。

また、地域自治協議会の設立推進については、一方で行政の向き合い方が問われるため「地域自治協議会の設立・運営の推進及び地域課題解決」に関し、10月30日に庁内横断的な対応や交付金改訂など7項目について仲川市長に要望書を提出した。

その後、下期についてはブロック単位に後続地区の自治連合会長との意見交換や設立に向けての課題解決について話し合いを続けた。

## 2. 設立のメリット

〈情報共有〉構成団体等が横につながり課題を共有、一体感が生まれる。

〈連携・補完〉自治会や各種団体が連携し、補完し合い合意形成できる。

〈合理化〉共通する事務を纏めるなど役割分担し負担感を軽減、柔軟な予算配分へ。

〈包括性〉立場・年代を越えて集まり、支え育むという地域づくりが出来ていく。

## 3. 課題解決への取組

〈認知度向上〉自治協議会の存在意義やメリットなどを、あらゆる機会に周知する。

〈双方向の情報交流〉ご意見箱やアンケートなどで住民からの広聴機能を充実する。

〈事務機能充実〉協議会、構成団体の事務処理を一体化するなど、全体最適をめざす。

〈役割分担〉課題共有とともに、役割分担を徹底して役員の負担軽減に努める。

〈ペーパーレス化〉周知伝達やニーズ把握に情報機器の活用などで省力化を図る。

〈後継者育成〉イベントなどの機会を通して後継者の発掘・育成・登用の機会をつくる。

## 4. ブロック別意見交換の共通課題

### 【東部地区ブロック】

○自治会長1年交代で、組織や活動の継続性が欠けているという状況がある。

○連合会長始め各種団体の長が、他の団体長を兼務していたり、同じメンバーで回しているという実態がある。

○このような状況から、各種団体間の連携がしやすいという反面、繁忙感があり、自治協議会へ移行すれば、さらに負担が増すと危惧されている。

○要約すれば、屋上屋を重ねるという心理的な抵抗をどう解消していくかが、共通課題と言える。

### 【南部地区ブロック】

○高齢化と人材難で役員の兼務も多い。加えて自治会長の頻繁な交代で、組織活動が停滞気味になり、現状維持になってしまいがち。

○進捗状況に温度差あるが、自治連合会長の指導力発揮で各団体の連携と兼務を有意に展開する方途はないものか。また、行政の役割が欠かせない。

#### 【月ヶ瀬地区】

- 地区社協や民生委員の代表等と会議を持ち「地域自治協議会は必要ない」となっている。団体役員は顔馴染みであり、顔が見える社会が出来ている。
- 自治会も活発に活動しており、昔のいい流れが続いているので、新しい組織の立ち上げにエネルギーを使うことも必要ないかとも思う。
- 自治連合会ごとに、組織をつくる地区と、そうでない地区とのバラツキがあってもよいのではないか。

#### 【都祁地区ブロック】

- 高齢化・過疎化、若者の流出、担い手不足が進んでおり、まずは、足元の課題を何とかすることが優先されている。
- 市街地と状況が異なり、行政のハードとソフト、物心両面の踏み込んだ支援が必要である。従来の延長線上にない、地域自治のあり方を早急に打ちたてて、行政と連携協働してまちづくりを実践していくことは出来ないのか？

#### 【飛鳥・二名地区】

- 地域自治協議会に限らず持続的発展のため、役員など担い手が交代しても、引継ぎがなされ組織運営や活動が維持向上する状況をつくらねばならない。
- このため、地域課題を見える化し共有していくこと、そして、活動分野別に計画を練り現存組織参加のもと役割分担していくことが求められる。
- 飛鳥は、主要4団体のうち防災防犯組織の参加を求めることだが、過去からの経緯はさておき、地域のためにどうあるべきかを考えるときだ。
- 二名は、協議会以前から各団体間の意思疎通がなされていたという積み上げがあったものと思われる。
- 活動を進めるほどに課題が出てくるが、推進部会では引き続き課題解決への検討協議などの取り組みを進めることとする。地域を活性化させるため、元気なうちに人間関係を超えて、まとまっていく努力が必要である。

### 5. 次年度へのステップと期待

令和6年度は、目立つ設立への歩みはなかったものの、各地区の状況説明から設立への動きを垣間見ることができ、また、自治連合会長や地域リーダーの牽引力発揮で、設立へ脱皮可能な地区が存在することも明らかになった。

しかも、地域を構成する主要団体間の連携がなされている地区や、地区横断的機能を持つ組織が存在するなど地域自治協議会へ転換可能な地区も存在する。

それぞれの地区において地域課題を見える化し共有、地域が元気なうちに危機感を持ち、その課題解決に取り組む勇気と決断が期待されるところである。

以上

## 令和6年度地域課題検討部会報告

報告者 部会長 池口光隆

〈6月〉ワークショップを行い各ブロック長から地域課題について報告していただいた。

〈7月〉地区から課題に対する解決策についての提案とワークショップでの提案が紹介された。

〈8月〉南海トラフ地震の臨時情報(巨大地震注意)を受け、急遽防災について取り上げた。

〈9月〉地域課題の中で最も多かった担い手不足、の原因について、ブロックごとに議論を交わし、ワークシートにまとめ提出していただいた。

〈10月〉担い手不足の原因を更に具体的に深掘りしていくこととして、ブロックごとに話し合いが行われた。そして各ブロック長にはワークシートの様式をブロック内で共有し、自治会長にも広く聞き取りを行い提出していただいた。

〈11月〉各地区から提出のあった担い手不足の原因を、中部Ⅰ・中部Ⅱ・南部ブロックから発表していただいた。

〈12月〉西南部Ⅰ・Ⅱ、西北部Ⅰ・Ⅱ、東部ブロックから発表していただいた。

〈1月〉北部・都祁ブロックから発表していただいた。

〈2月〉帝塚山大学名誉教授 中川幾郎先生に、アクションプランをもとに90分の講演をしていただいた。

〈3月〉「あいさつ運動」について大宮地区から、「たまり場づくり(居酒屋)」について朱雀地区から発表していただいた。

### 〈担い手不足に対する方策〉

○面識社会をつくる。(挨拶運動)

○まちの「縁側」「たまり場」づくりをしましょう。(居酒屋の取り組み、朝市開催等)

○イベントを実行する(祭り、子ども対象のフェスタ、もちつき、とんど等)

○地域に住む役所の職員さんを会員、役員に。

○団塊の世代には、得意な分野で協力してもらう。

○地域在住の「・・・土」などの有資格者を発掘する。

令和6年度奈良市自治連合会活動報告(2)

| 年   | 月  | 日  | 曜日 | 開始時間               | 事業内容                                                            | 会場                 |
|-----|----|----|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 令和6 | 4  | 3  | 水  | 午前9時30分            | 役員会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 17 | 水  | 午後1時00分            | 定例会(会長選出)                                                       | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 24 | 水  | 午前9時30分            | 新旧役員会                                                           | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 5  | 1  | 水  | 午前9時30分            | 役員会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 15 | 水  | 午後1時00分<br>午後4時00分 | 定例会<br>総会(前年度活動報告及び決算報告、監査報告、<br>新年度役員承認、監査の選出、新年度活動計画<br>及び予算) | はぐくみセンター9階<br>大講座室 |
|     |    |    |    | 午後5時30分            | 懇親会                                                             | ホテル日航奈良            |
|     | 6  | 5  | 水  | 午後1時00分<br>午後3時00分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 19 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 7  | 3  | 水  | 午後1時00分<br>午後3時00分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 7  | 日  | 午後1時00分            | 自治会長研修会                                                         | 市庁舎中央棟6階 正庁        |
|     |    | 17 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 8  | 7  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎北棟6階 602会議室     |
|     |    | 21 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 9  | 4  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 18 | 水  | 午後1時00分            | 定例会<br>「自治連合会だより」第35号発行                                         | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 10 | 2  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 16 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 11 | 6  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 20 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 12 | 4  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 18 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
| 令和7 | 1  | 9  | 木  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 22 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    |    |    | 午後5時00分            | 新年懇親会                                                           | 奈良ロイヤルホテル          |
|     | 2  | 5  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 19 | 水  | 午後1時00分            | 定例会<br>「自治連合会だより」第36号発行                                         | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 3  | 5  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 19 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |

令和6年度 奈良市自治連合会 会計決算

【収入の部】

単位：円

| 科目     |      | 予算額       | 決算額       | 備考(算定根拠)                                                |
|--------|------|-----------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 前年度繰越金 |      | 575,994   | 575,994   | 令和5年度から                                                 |
| 市交付金   | 事業経費 | 984,000   | 984,000   |                                                         |
|        | 人件費  | 1,300,000 | 1,270,500 | 事務局臨時職員給与                                               |
| 連合会費   |      | 490,000   | 490,000   | @10,000円×49地区                                           |
| 参加負担金  |      | 1,098,000 | 896,500   | 懇親会 @9,000円×54名+4,500円<br>新年懇親会 (@8,000円×50名+6,000円×1名) |
| 雑収入    |      | 10        | 858       | 預金利息等                                                   |
| 合計     |      | 4,448,004 | 4,217,852 |                                                         |

【支出の部】

単位：円

| 科目     |             | 予算額       | 決算額       | 備考(算定根拠)                 |
|--------|-------------|-----------|-----------|--------------------------|
| 会議費    | 会議時賄費       | 57,000    | 51,975    | 定例会・役員会等会議時お茶代           |
|        | ブロック会議費     | 30,000    | 4,163     | 1ブロック                    |
|        | 総会・懇親会      | 594,000   | 490,500   | 会場費・飲食代                  |
|        | 新年懇親会       | 504,000   | 406,000   | 会場費・飲食代                  |
| 活動費    | 部会活動費       | 150,000   | 34,000    | 出前講座講師謝礼<br>地域課題検討部会講師謝礼 |
|        | 研修費         | 150,000   | 0         |                          |
|        | 旅費          | 20,000    | 17,020    | 市外出張旅費                   |
| 広報費    | 連合会だより      | 608,000   | 617,060   | 印刷代・送料・宛名ラベル(35、36号発行)   |
|        | 活動の手引き      | 350,000   | 352,915   | 印刷代・送料・宛名ラベル(令和6年度版発行)   |
|        | 地域自治協議会広報資料 | 120,000   | 154,352   | 地域自治協議会チラシ印刷代            |
| 人件費    |             | 1,300,000 | 1,270,500 | 事務局臨時職員給料                |
| 労働保険料  |             | 14,000    | 16,427    | 事務局臨時職員労働保険料             |
| 通信運搬費  |             | 20,000    | 11,510    | 会議資料等送料・銀行振込手数料          |
| 消耗品費   |             | 150,000   | 183,621   | 会議資料作成消耗品費等              |
| 備品費    |             | 0         | 0         |                          |
| 県自治連合会 | 会費          | 90,000    | 90,000    | 年会費                      |
|        | 表彰式負担金      | 40,000    | 40,000    | 表彰式負担金                   |
|        | 県外研修参加負担金   | 35,000    | 20,220    | 県外研修参加負担金                |
| 弔慰見舞金  |             | 10,000    | 10,000    | 見舞金                      |
| 予備費    |             | 206,004   | 0         |                          |
| 合計     |             | 4,448,004 | 3,770,263 |                          |

収入金額－支出金額＝ 447,589 円(通帳残高)  
447,589 円を令和7年度へ繰り越し

# 監 査 報 告 書 写 し

## 監 査 報 告 書

私たち監事は、令和6年度の活動及び会計の執行に関する監査結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、会長以下役員と意思疎通をはかるとともに役員会等に出席し、活動及び会計の執行状況を把握してまいりました。

さらに、活動年度に係る活動報告書及び会計報告書並びに関係書類について担当役員から報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど調査検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 活動報告書及び関係書類の監査結果

活動の執行状況を正しく示しているものと認め、特に指摘すべき事項はありません。

#### (2) 会計報告書及び関係帳簿並びに証拠書類等の監査結果

出納検査上の数字はいずれも符合し、その支出は適正なものと認めます。

令和 7 年 4 月 23 日

奈良市自治連合会

監事 大谷 廣信

監事 温井 久男

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第8章 顧問及び相談役<br/>(顧問及び相談役)</p> <p>第21条 本会に役員とは別に顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び相談役の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 顧問及び相談役は会長が役員会の同意を得て選任する。</p> <p>4 顧問は外部からの招へいであり、相談役は会長経験者から選任される。いずれも会長の招集に応じて総会、定例会、役員会等に出席することができる。諮問に応じる。</p> <p>第9章 専門部会<br/>(専門部会)</p> <p>第22条 本会の目的達成に必要な活動を行うため、重点課題について調査研究及び協議する専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の設置は役員会の決議による。</p> <p>3 専門部会の部会長は、原則として副会長から選任される。部会長は直ちに副部会長を任命する。</p> <p>4 部会長及び副部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>5 専門部会の運営については、役員会の承認を得て独自の部会則を定めることができる。</p> | <p>第8章 顧問<br/>(顧問)</p> <p>第21条 本会に役員とは別に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 顧問は会長が役員会の同意を得て選任する。</p> <p>4 顧問は会長の招集に応じて総会、定例会、役員会等に出席することができる。諮問に応じる。</p> <p>第9章 専門部会<br/>(専門部会)</p> <p>第22条 本会の目的達成に必要な活動を行うため、重点課題について調査研究及び協議する専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の設置は役員会の決議による。</p> <p>3 専門部会の部会長は、原則として役員から選任される。部会長は直ちに副部会長を任命する。</p> <p>4 部会長及び副部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>5 専門部会の運営については、役員会の承認を得て独自の部会則を定めることができる。</p> |

# 奈良市自治連合会会則（案）

## 第1章 総則

（名称と事務所の所在地）

第1条 本会は「奈良市自治連合会」と称し、事務所の所在地を奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内とする。

（目的）

第2条 本会は、奈良市の地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮し、市のコミュニティ政策をはじめとする諸政策への参画と協働を実践することにより、住民が心豊かに安全に安心して暮らせる住み良い地域づくりを目指すことを目的とする。

（組織）

第3条 本会は、前条の目的に賛同する地区自治連合会（以下「会員」という。）をもって組織する。

（活動）

第4条 第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

- （1）会員相互の連携と地域活動推進に関すること。
- （2）市行政施策に対する市民の要望、地域課題等に関すること。
- （3）市行政との参画と協働に関すること。
- （4）地域自治組織づくりに関すること。
- （5）活動遂行のための調査研修ほか、本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 総会

（総会）

第5条 総会は、本会の最高議決機関で毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。

2 3分の1以上の会員から要請があれば臨時に総会を開催しなければならない。

（議事）

第6条 総会は、会員の過半数（代理出席及び委任状を含む。）の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は会長が決する。

2 会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

（議決事項）

第7条 総会は、次の事項の承認等につき議決する。

- （1）前年度の活動報告、決算報告及び監査報告
- （2）新年度の活動計画及び予算
- （3）新年度の役員
- （4）監事の選出
- （5）会則の改廃
- （6）その他、役員会において特に重要とされる事項

## 第3章 定例会

（定例会）

第8条 定例会は、原則として月1回開催する。

（議事）

第9条 議事は、第6条第1項の規定を準用する。

（審議事項）

第10条 定例会は、次の事項を審議する。

- （1）会員との情報交換、連絡調整、地域活動推進に関する事項

- (2) 会員よりの要望事項、課題共有と解決に関する事項
- (3) 市自治連合会活動計画の遂行及び役員会において必要とされた事項

#### 第4章 役員会

(役員会)

第11条 役員会は、月1回開催する。ただし、必要に応じ会長が招集する。

(議事)

第12条 役員会は、過半数（委任状を含む。）の役員の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、会長が決する。

(協議事項)

第13条 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会（臨時総会を含む。）に付議する事項
- (2) 活動の実施、運営に関すること。
- (3) 予算の執行に関すること。
- (4) 総会及び定例会の議決により役員会に委任された事項
- (5) 定例会に諮る必要がある事項

#### 第5章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5名以内
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) ブロック長

2 役員は、地区自治連合会長の中から選任する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでその職務を行う。

(役員の任務)

第16条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、その任務を会長が委嘱する。会長に事故あるときは、予め決めた順位により会長の職務を代行する。

3 事務局長は、事務的業務を統括する。

4 会計は、本会の会計業務を担当する。

(役員の選出)

第17条 会長の選出は、総会までに会長選出のための定例会を開催し、地区自治連合会長の中から立候補した者が所信表明を行い、出席会員による直接無記名投票で決する。

2 立候補した者がいない場合は、地区自治連合会長の中から出席会員による直接無記名投票で決する。

3 本条の投票の結果、1位が過半数に達しない場合は、1位と2位の決選投票を行う。4副会長、事務局長及び会計は、会長が指名する。

#### 第6章 ブロック

(ブロック編成)

第18条 会員相互の情報連絡と連携、地域活動推進、地域課題解決のため、地区事情の類似した地区群によるブロックを別表のとおり編成する。

(ブロック長)

第19条 ブロック長は、前条のブロックごとにブロックの代表者として1名選出される。

2 ブロック長は、それぞれのブロックを統括するものとする。

3 ブロック長が会長となった場合は、同一のブロックから改めてブロック長を選べるものとする。

## 第7章 監事

### (監事)

第20条 監事は、地区自治連合会長の中から、総会で2名選出され、この会の活動及び会計を監査する。

2 監事の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。

3 監事の補充は、臨時総会を開催して選出する。

4 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第8章 顧問

### (顧問)

第21条 本会に役員とは別に顧問を置くことができる。

2 顧問の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。

3 顧問は会長が役員会の同意を得て選任する。

4 顧問は会長の招集に応じて総会、定例会、役員会等に出席することができ、諮問に応じる。

## 第9章 専門部会

### (専門部会)

第22条 本会の目的達成に必要な活動を行うため、重点課題について調査研究及び協議する専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置は役員会の決議による。

3 専門部会の部会長は、原則として役員から選任される。部会長は直ちに副部会長を任命する。

4 部会長及び副部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 専門部会の運営については、役員会の承認を得て独自の部会則を定めることができる。

## 第10章 会計

### (経費)

第23条 本会の経費は、会費、交付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は、年間10,000円とし、年度始めに納入する。

### (活動及び会計年度)

第24条 本会の活動及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第11章 雑則

### (雑則)

第25条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は会長が役員会に諮って決定する。

2 地区自治連合会は、原則として1小学校区1自治連合会とする。

### 附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成22年12月15日から施行する。

この会則は、平成24年2月15日から施行する。

この会則は、平成26年10月1日から施行する。

ただし、第5章、第6章、第7章及び第8章の規定は平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年5月25日から施行する。

この会則は、令和4年5月18日から施行する。

この会則は、令和5年5月24日から施行する。

この会則は、令和7年 月 日から施行する。

別表（第18条関係）

（令和7年5月修正）

| ブロック名（49） |         | 地区名                                                              | 参考<br>（中学校区）                                         |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1         | 中部Ⅰ（5）  | 飛鳥、済美、済美南、鼓阪、佐保                                                  | 飛鳥<br>春日<br>若草                                       |
| 2         | 中部Ⅱ（4）  | 椿井、大宮、佐保川、大安寺西                                                   | 三笠                                                   |
| 3         | 南部（6）   | 東市、明治、辰市、帯解、精華、大安寺                                               | 都南<br>（春日）                                           |
| 4         | 西南部（7）  | 伏見、伏見南、西大寺北、六条校区、あやめ池<br>都跡、平城                                   | 伏見、京西<br>都跡、平城                                       |
| 5         | 奈良西（12） | <u>学園南、富雄南、奈良 帝塚山、学園三碓<br/>登美ヶ丘、東登美ヶ丘、平城西、鶴舞<br/>二名、青和、富雄、鳥見</u> | <u>富雄南<br/>富雄第三<br/>登美ヶ丘<br/>登美ヶ丘北<br/>富雄<br/>二名</u> |
| 6         | 東部（6）   | 田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬                                              | 田原<br>興東館柳生<br>月ヶ瀬                                   |
| 7         | 北部（5）   | 神功、右京、朱雀、左京、佐保台                                                  | ならやま<br>平城東                                          |
| 8         | 都 祁（4）  | 並松、吐山、都祁、六郷                                                      | 都祁                                                   |

## 第25条第2項の覚書

|          |                                      |        |                                                  |
|----------|--------------------------------------|--------|--------------------------------------------------|
| あやめ池小学校区 | あやめ池地区自治連合会<br>学園南地区自治連合会            | 帯解小学校区 | 帯解地区自治連合会<br>精華地区自治連合会                           |
| 興東小学校区   | 東里地区自治連合会<br>狭川地区自治連合会<br>大柳生地区自治連合会 | 都祁小学校区 | 並松地区自治連合会<br>吐山地区自治連合会<br>都祁地区自治連合会<br>六郷地区自治連合会 |
| ならやま小学校区 | 神功地区自治連合会<br>右京地区自治連合会               | —      | —                                                |

※ 各地区自治連合会は1小学校区1地区自治連合会とするが、この会則改正前の地区自治連合会は、歴史的経緯を踏まえこの限りではない。

奈良市自治連合会の会員き(徴)章はい(佩)用規則新旧対照表

| 現行                                                                                   | 改正案                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2条 き章は、奈良市自治連合会の会員である各自治連合会の会長、<br/>顧問及び相談役（以下「連合会長等」という。）に対して、これを<br/>貸与する。</p> | <p>第2条 き章は、奈良市自治連合会の会員である各自治連合会の会長、<br/>顧問（以下「連合会長等」という。）に対して、これを貸与する。</p> |

## 奈良市自治連合会の会員き(徽)章はい(佩)用規則 (案)

第1条 奈良市自治連合会の会員き章(以下「き章」という。)を定め、はい用その他の取扱については、次条以下のとおりとする。

第2条 き章は、奈良市自治連合会の会員である各自治連合会の会長、顧問(以下「連合会長等」という。)に対して、これを貸与する。

第3条 連合会長等として活動中は、原則としてき章をはい用するものとする。

第4条 き章は、折えりの洋服にあつては上衣の左方見返し飾り穴に、その他にあつては左胸部の見やすい位置に、これをはい用するものとする。

第5条 き章は、これを他人に貸与し、または譲渡してはならない。

第6条 き章は、連合会長等に就任したときにこれを貸与し、連合会長等を退任したときは、遅滞なく返還しなければならない。

第7条 き章を紛失または毀損したときは、直ちに事由を届け出て再貸与を受けるものとする。  
この場合は、その実費を負担するものとする。

### 附則

この規則は、平成19年2月21日から施行する。

### 附則

この規則は、平成27年5月20日から施行する。

### 附則

この規則は、令和7年 月 日から施行する。

地域自治協議会推進部会則新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                          | 改正案                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(役員)</p> <p>第6条 推進部会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 部会長 1 名</p> <p>(2) 副部会長 3 名 以内</p> <p>2 部会長は、原則として奈良市自治連合会の副会長から選任される。</p> <p>3 部会長は、推進部会を代表し、会務を統括する。</p> <p>4 部会長は、副部会長を任命する。</p> <p>5 副部会長は、部会長に事故あるときは、その順位に従い職務を代行する。</p> | <p>(役員)</p> <p>第6条 推進部会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 部会長 1 名</p> <p>(2) 副部会長 3 名 以内</p> <p>2 部会長は、原則として奈良市自治連合会の役員から選任される。</p> <p>3 部会長は、推進部会を代表し、会務を統括する。</p> <p>4 部会長は、副部会長を任命する。</p> <p>5 副部会長は、部会長に事故あるときは、その順位に従い職務を代行する。</p> |

## 地域自治協議会推進部会 会則（案）

### （設置）

第1条 地域自治協議会推進部会（以下「推進部会」という。）は奈良市自治連合会会則第4条（4）を受け、第22条に定める専門部会として設置するものとする。

### （目的）

第2条 推進部会は、奈良市自治連合会の会員各地区の地域自治協議会設立及び推進に向け、その諸施策について必要な調査研究及び協議を行うものとする。

### （定義）

第3条 この会則における地域自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域（概ね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の住民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

### （構成）

第4条 地域自治協議会の調査研究及び協議については、奈良市自治連合会が主体的に取り組む必要があるため、第2条の目的に賛同する地区自治連合会の自主的参加により推進部会を構成する。

### （委員）

第5条 前条にもとづき参加する地区自治連合会会長を推進部会の委員とする。

2 地区の自治連合会会長でない地域自治協議会会長等の参加を認め、委員とする。

### （役員）

第6条 推進部会に、次の役員を置く。

（1）部会長 1 名

（2）副部会長 3 名 以内

2 部会長は、原則として奈良市自治連合会の役員から選任される。

3 部会長は、推進部会を代表し、会務を統括する。

4 部会長は、副部会長を任命する。

5 副部会長は、部会長に事故あるときは、その順位に従い職務を代行する。

### （会議）

第7条 推進部会の会議は、部会長が招集し、その座長となる。

2 推進部会は、奈良市自治連合会の定例会又は役員会に併せて招集する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、推進部会の運営その他について必要な事項は、部会長が会議に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和5年5月24日から施行する。

この会則は、令和7年 月 日から施行する。

附 則

(廃止要領)

地域自治協議会検討委員会設置要領（令和4年4月20日施行）は廃止する。

<議案第3号>

令和7年度 奈良市自治連合会役員名簿(案)

| 役職名          | ブロック | 地区名   | 会長名    | 住 所 | 電話 |
|--------------|------|-------|--------|-----|----|
| 会 長          | 北 部  | 朱 雀   | 作間 泉   |     |    |
| 副会長          | 南 部  | 明 治   | 野口 隆身  |     |    |
| 副会長<br>ブロック長 | 南 部  | 辰 市   | 土井 実   |     |    |
| 副会長          | 奈良西  | 東登美ヶ丘 | 河野 良彦  |     |    |
| 副会長<br>ブロック長 | 奈良西  | 学園南   | 温井 久男  |     |    |
| 副会長          | 奈良西  | 富 雄   | 大谷 廣信  |     |    |
| 事務局長         | 中部Ⅰ  | 済美南   | 長谷川 憲二 |     |    |
| 会 計<br>ブロック長 | 中部Ⅰ  | 済 美   | 池口 光隆  |     |    |
| ブロック長        | 中部Ⅱ  | 大安寺西  | 古谷 頼和  |     |    |
| ブロック長        | 西南部  | 伏 見   | 山口 誠   |     |    |
| ブロック長        | 東 部  | 田 原   | 南 善嗣   |     |    |
| ブロック長        | 北 部  | 左 京   | 田中 明   |     |    |
| ブロック長        | 都 祁  | 吐 山   | 大西 均   |     |    |
| 監 事          |      |       |        |     |    |
| 監 事          |      |       |        |     |    |
| 顧 問          | 中部Ⅱ  | 大 宮   | 吉岡 正志  |     |    |
| 顧 問          | 中部Ⅱ  | 大安寺西  | 梅林 聰介  |     |    |

<議案第4号>

令和7年度奈良市自治連合会名簿（○印 監事候補者）

| ブロック          | 地区名    | 会長名    | 住 所 | 電話番号 | 備考 |
|---------------|--------|--------|-----|------|----|
| 中部Ⅰ<br>(5地区)  | 飛 鳥    | 平島 幸徳  |     |      |    |
|               | 済 美    | 池口 光隆  |     |      |    |
|               | 済美南    | 長谷川 憲二 |     |      |    |
|               | 鼓 阪    | 平野 康隆  |     |      |    |
|               | 佐 保    | 岡崎 忠直  |     |      |    |
| 中部Ⅱ<br>(4地区)  | 椿 井    | 尾形 季久雄 |     |      |    |
|               | 大 宮    | 長本 晶夫  |     |      |    |
|               | 佐保川    | 金野 秀一  |     |      |    |
|               | 大安寺西   | 古谷 頼和  |     |      |    |
| 南 部<br>(6地区)  | 東 市    | 紀平 寛治  |     |      |    |
|               | 明 治    | 野口 隆身  |     |      |    |
|               | 辰 市    | 土井 実   |     |      |    |
|               | 帯 解    | 六十谷 進  |     |      |    |
|               | 精 華    | 吉崎 弘俊  |     |      |    |
| 西南部<br>(7地区)  | 大安寺    | 市川 恵一  |     |      |    |
|               | 伏 見    | 山口 誠   |     |      |    |
|               | 伏見南    | 池田 慎久  |     |      |    |
|               | 西大寺北   | 桐山 元   |     |      |    |
|               | 六条校区   | 舩川 隆雄  |     |      |    |
|               | あやめ池   | 高西 信治  |     |      |    |
|               | 都 跡    | 堂上 健次  |     |      | ○  |
| 奈良西<br>(12地区) | 平 城    | 井村 誠之  |     |      |    |
|               | 学園南    | 温井 久男  |     |      |    |
|               | 富雄南    | 上谷 勝   |     |      |    |
|               | 奈良 帝塚山 | 小嶋 勉   |     |      |    |
|               | 学園三碓   | 柳瀬 純子  |     |      |    |
|               | 登美ヶ丘   | 武智 一記  |     |      |    |
|               | 東登美ヶ丘  | 河野 良彦  |     |      |    |
|               | 平城西    | 虫本 和仁  |     |      |    |
|               | 鶴 舞    | 階戸 幸一  |     |      |    |
|               | 二 名    | 畝山 政男  |     |      |    |
|               | 青 和    | 日夏 寛次郎 |     |      |    |
|               | 富 雄    | 大谷 廣信  |     |      |    |
| 東 部<br>(6地区)  | 鳥 見    | 山田 昌彦  |     |      |    |
|               | 田 原    | 南 善嗣   |     |      | ○  |
|               | 柳 生    | 大窪 子保治 |     |      |    |
|               | 大柳生    | 東浦 光昭  |     |      |    |
|               | 東 里    | 佐野 勝彦  |     |      |    |
|               | 狹 川    | 東田 和臣  |     |      |    |
| 北 部<br>(5地区)  | 月ヶ瀬    | 東 正彦   |     |      |    |
|               | 神 功    | 朝田 真史  |     |      |    |
|               | 右 京    | 熊本 國勝  |     |      |    |
|               | 朱 雀    | 作間 泉   |     |      |    |
|               | 左 京    | 田中 明   |     |      |    |
| 都 祁<br>(4地区)  | 佐保台    | 川本 了造  |     |      |    |
|               | 並 松    | 今西 登志也 |     |      |    |
|               | 吐 山    | 大西 均   |     |      |    |
|               | 都 祁    | 福井 英志  |     |      |    |
|               | 六 郷    | 森田 公良  |     |      |    |
|               | (大 宮)  | 吉岡 正志  |     |      |    |
|               | (大安寺西) | 梅林 聰介  |     |      |    |

49地区

## 令和7年度 奈良市自治連合会活動計画（1）案

### <令和7年度基本方針>

「基盤組織である自治会の活動を支援し、協働して課題解決に努めるとともに  
地域各種団体・行政と連携のもと、地域自治の仕組みづくりを進めよう」

令和7年度も奈良市自治連合会は、地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮しつつ、更なる「地域自治協議会」設立への取り組みを通して、各地区自治連合会から“頼りになる”存在となることを目指す。

また、各地区自治連合会や行政が抱える課題の解決に向かって、必要に応じた取り組みを行うなど、市と地域を円滑に連携するための役割を果たすこととする。

地域において基盤となる自治会への加入率低下、無関心住民の増加、各団体の会員数の減少、高齢化に伴う役員の担い手不足などが地域活動における最重要課題であり、先行きが懸念される事態となっている。反面、多くの分野で地域に期待される役割が増しつつあり、地域内の活動体の連携や協働、新たな担い手の発掘などが肝要になっている。

その対応策として取り組んできたのが地域自治の仕組みづくりであり、地域の活動体である各種団体が元気な今のうちに参画することにより、その課題を見つけ解決していくことこそが、真の地域コミュニティの活性化につながるものと考えている。

非会員も含めた地域の住民全員が会員となる「地域自治協議会」の設立については非常に有効であると考え、各地区への支援及び機運醸成策の促進に努めるとともに、設立された地区に対しては持続発展のため、次なるステージへの歩みを確かなものにしていく。

また、奈良市自治連合会は、地域課題の解決を優先課題とするとともに、市とのイコールパートナーとしての参画と協働を推し進め「存在感のある市連合会」を目指すこととする。なお、引き続き、奈良県自治連合会に参画し、今年度も県レベルでの地域自治活性化に寄与するものとする。

### <重点方針と活動計画>

#### 1. 「地域自治協議会」の設立及び推進へ、諸施策の促進

##### (1) 「地域自治協議会推進部会」のあり方と市との協議等

詳細は「地域自治協議会推進部会」活動計画案を参照ください。

##### (2) 推進部会委員による市議会議員との対話による連携

市議会各会派へ「推進部会」の取り組み状況を説明する機会を設け、協議していく。

#### 2. 奈良市自治連合会の運営改善

##### (1) 役員分掌業務の明確化と活性化

会長・副会長はじめ各役員について、その分掌業務を明確にし、各役員がそれに沿って自発的・積極的に職責を果たすなど集団で運営する体制を進めることとする。

## (2) ブロック会議の推進と課題の共有

ブロック長は、ブロックのメンバーが各地区で抱える課題を共有できるように努め、課題解決に向けて、ブロック内で協議する。また、より一層のブロック会議を活性化させ、課題等を定例会で報告することにより、全地区で共有・検討できる課題について奈良市自治連合会として取り組む。(次の(3) 専門部会のテーマにも発展する)

## (3) 専門部会の設置と効率的な運営

アンケートやワークショップで出た地域課題を中心に、市の関係各課とともに具体的に課題解決に向け協議するために「地域課題検討部会」を定例会に組み入れて全員参加で毎月開催し、地域課題に即したテーマを決定し、部会の効率的な運営にあたる。

専門部会については「地域自治協議会推進部会」との二本立てで運営を行う。

## (4) 自治会長研修等研修の場の検討・設定

各地区自治連合会会長は、一年交代が多くなった新任単位自治会長などへの研修会等を通して、各自治会長の一層の研鑽を重ね、自治会活動を活性化し、自治会加入会員数の増加を目指す。今年度も新任自治会長研修の教材として活用できる「自治会活動の手引き」を更新し各自治会長に配布する。

さらに、6月29日には、全市的な「自治会長研修会」を開催する。また、ブロック別セミナー等についても随時検討し、各地区の取り組みを支えていくこととする。

## (5) 奈良県自治連合会に参画するとともに、県レベルでの取り組み事例を報告に挙げ、地域自治の活性化に寄与する。

また、研修会・会議等にも積極的に参加し広域的な視野から取り組みを行う。

# 3. イコールパートナーとしての参画と協働

## (1) 行政が抱える諸課題についての取組

① 行政が抱える全市民的な重要課題について関心を高め、状況把握のうえ市民目線で進捗のための取り組みを引き続き行う。

② 行政課題への計画段階からの参画と協働については、「市民参画及び協働によるまちづくり条例」の理念を实践すべく行政側にも遂行を促し、“地域で出来る事は地域で”の考えのもとに“頼りになる”存在となることを目指していくものとする。

## (2) 「市長との意見交換会」の開催

今年度は、実行可能な場合は小学校区単位で開催し、市との情報交換、共有をより密にする。また、市連合会「地域課題検討部会」で議論し解決に導いていく。

## (3) 各種審議会への参画と情報共有

各種審議会、委員会へ地域の立場から積極的に参画、意見表明し、会議の内容を役員会、定例会等にフィードバックし情報共有するほか、時には意見集約し会議に臨む。

## (4) 専門部会と行政の担当部署との合同会議の開催

検討する事柄に関して、随時、行政の担当部署と会議の場を設け相談・調整等事前協議をし、必要に応じ、担当部署に部会へ参加していただき合同会議を開催する。

# 令和7年度 奈良市自治連合会 「地域自治協議会推進部会」活動計画（案）

## ＜現状認識＞

奈良市自治連合会の世帯加入率が5割台に落ち込むほか、各種地縁組織が衰退していき地域課題への地域の対応力が確実に弱まっている状況を見ると、我々は危機感を持って地域コミュニティの再生と活性化に取り組まなければならない。

その対応策として取り組んできたのが地域自治の仕組みづくりであり、地域の活動体である各種組織が元気な今のうちに立ち上がることにより、様々な能力やノウハウが活かされるだけでなく、住民自らの手で地域の将来像を描き、その課題を見つけ解決していくことこそが、真の地域コミュニティの活性化につながるに違いない。

また、災害多発により支援の対象は、自治会員のみにとどまらず、非会員も含めた地域住民総てであり、防災防犯・福祉・教育・住環境などについて地域一丸となって対処することが必要不可欠である。

このような意味においても、非会員も含めた地域の総ての構成員を対象とする「地域自治協議会」の設立は、非常に有効な方策であると考えます。

令和6年度は、市との地域づくりに関する協議に加え、「地域自治協議会」設立に向かって、各地区への支援及び機運醸成策の促進に努めた。

この結果、目立つ設立への歩みはなかったものの、各地区の状況説明から設立への動きを垣間見ることができ、また、自治連合会長や地域リーダーの牽引力発揮で、設立へ脱皮可能な地区が存在することも明らかになった。

しかも、地域を構成する主要団体間の連携がなされている地区や、地区横断的機能を持つ組織が存在するなど地域自治協議会へ転換可能な地区も存在する。

それぞれの地区において地域課題が見える化して共有し、地域が元気なうちに危機感を持ち、その課題解決に取り組む勇気と決断が期待される場所である。

## ＜活動計画＞

### 1. 毎月の役員会終了後に「推進部会」開催継続

令和7年度の「推進部会」は、進捗段階ごとに取り組むべき課題も異なっており、設立地区・準備地区及び希望する後継地区の参加で、出てきた課題、その解決策などを議論することとする。

また、地域事情の類似した地区ブロックごとに取組の現状と問題点などについて説明していただく場とし、各地区個別の現状打開策の模索に努める。

そして、これらの会議での協議経過は定例会において「推進部会」部会長が報告し、各地区自治連合会長の共通認識を高めて設立への機運の醸成を図る。

### 2. イコールパートナーとしての市行政との協議

地域づくりに関し各地区が抱える多くの課題について、市は受け皿となる「地域自治協議会」（プラットフォーム）と具体的にどう向き合うのか問われており、市幹部と「推進部会」メンバーによる協議を続行しタイムリーな対応を促すこととする。

そうした中、令和7年度以降「一括交付金」の扱いについて、よりインセンティブが働く措置として交付金の増額、さらに、懸案の事務的人件費の支援について目途が立ち、地域自治協議会の継続的発展への見通しを立てることができた。

また、市地域づくりコーディネーターの方々による各部への啓発、地域主要団体への説明、地区自治連合会へのヒアリング等を引き続き実施する。

しかし奈良市の場合、これまで地域自治協議会設立への取組について、地域主導で取り組んできた経過もあり、奈良市行政の一貫した地域自治協議会への向き合い方が定まらず、アウトソーシングの例のごとく、設立推進へ苦慮している状況にある。

自治会ははじめ地域の地縁組織の加入率が低下し、担い手不足や高齢化が進行中で、このような状況下で最も影響を受けるのは行政に他ならない。

このことに思いを致し、地域がまだ元気な今のうちに推進すべく、行政が一体的に地域と向き合う態勢を、今のうちに整備する必要を痛感する。

地域自治協議会は地域のあらゆる分野にまたがる課題解決に取り組んでおり、行政がこれらの課題に対して庁内横断的な対応を行うためには、地域政策判断が必要であるとともに、庁内の交通整理と庁内調整機能が重要であることから、地域自治協議会は総合政策ラインで所管すべきである。

また、市民参画協働の事業評価などは全庁的かつ総合計画との一体的な運用をしているため、総合政策ラインで所管し推進すべきであり、変える決断を強く行政に求めていくこととする。

### 3. 各地区への支援及び設立への機運醸成の促進

地域自治協議会の設立に向けての機運醸成は徐々に進んではきたが、依然として地区間に温度差があるため、機運醸成への活動を引き続き実践する必要がある。

- ① 「設立地区」については、市からの継続的支援が明らかになったので、仕組みの定着と活動を軌道に乗せるために、見えてきた課題の共有や解決への相互研修に努め持続可能な仕組みへの相乗効果を狙う。

そして、しみんだより等広報紙配布などの受託事業の成果や相互研修の結果をつまびらかにするなど後続地区への先導役を果たす。

- ② 「準備会設置地区」について、まずは地区内で情報交換と課題解決のため議論を行い着実な進展を図りつつ「地域自治協議会」の設立を目指すよう促す。

「推進部会」では、設立地区の課題や実施報告など随時に進展度合いに応じた地区間の協議の場を設けるなどして、設立へ課題解決のための取り組みを進める。

- ③ 地域内の各種団体が同じテーブルにつくなど連携し、地域の目指すべき将来像、課題や地域の個性を明らかにし共通理解を得ておくことが取り組みへの前提であり、そのための活動が欠かせない。

後続する地区或いは立ち止まっている地区に対しては、「推進部会」への参加を促すとともに、設立に向けての支援を行政とともに個別に対応する。

- ④ 「地域自治組織づくりマニュアル」の改訂版の発行活用や「奈良市自治連合会だより」による広報、しみんだより掲載による認知度向上に取り組む。

以上

令和7年度奈良市自治連合会活動計画(2)

| 年   | 月  | 日  | 曜日 | 開始時間               | 事業内容                                                            | 会場                 |
|-----|----|----|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 令和7 | 4  | 2  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 16 | 水  | 午後1時00分            | 定例会(会長選出)                                                       | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 23 | 水  | 午後1時00分            | 新旧役員会                                                           | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 5  | 7  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 21 | 水  | 午後1時00分<br>午後3時30分 | 定例会<br>総会(前年度活動報告及び決算報告、監査報告、<br>新年度役員承認、監査の選出、新年度活動計画<br>及び予算) | はぐくみセンター9階<br>大講座室 |
|     |    |    |    | 午後5時00分            | 懇親会                                                             | ホテル日航奈良            |
|     |    |    |    |                    |                                                                 |                    |
|     | 6  | 4  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 18 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 29 | 日  | 午後1時00分            | 自治会長研修会                                                         | 市庁舎中央棟6階 正庁        |
|     | 7  | 2  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 16 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 8  | 6  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 20 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 9  | 3  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 17 | 水  | 午後1時00分            | 定例会<br>「自治連合会だより」第37号発行                                         | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 10 | 1  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 15 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 11 | 5  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 19 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 12 | 3  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 17 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
| 令和8 | 1  | 7  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 21 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    |    |    | 午後5時00分            | 新年懇親会                                                           | 奈良ロイヤルホテル(仮)       |
|     | 2  | 4  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 18 | 水  | 午後1時00分            | 定例会<br>「自治連合会だより」第38号発行                                         | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     | 3  | 4  | 水  | 午後1時00分<br>午後2時30分 | 役員会<br>地域自治協議会推進部会                                              | 市庁舎地下1階 B1会議室      |
|     |    | 18 | 水  | 午後1時00分            | 定例会                                                             | 市庁舎地下1階 B1会議室      |

7月以降の会議室は(仮)

令和7年度 奈良市自治連合会 会計予算(案)

【収入の部】

単位：円

| 科 目    | 前年度予算額    | 前年度決算額    | 予算額       | 備考(算定根拠)         |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| 前年度繰越金 | 575,994   | 575,994   | 447,589   | 令和6年度から          |
| 市交付金   | 事業経費      | 984,000   | 984,000   |                  |
|        | 人件費       | 1,300,000 | 1,270,500 | 事務局臨時職員給与        |
| 連合会費   | 490,000   | 490,000   | 490,000   | @10,000円×49地区    |
| 参加負担金  | 1,098,000 | 896,500   | 1,098,000 | 懇親会 @9,000円×66   |
|        |           |           |           | 新年懇親会 @9,000円×56 |
| 雑収入    | 10        | 858       | 250       | 預金利息等            |
| 合 計    | 4,448,004 | 4,217,852 | 4,319,839 |                  |

【支出の部】

単位：円

| 科 目       | 前年度予算額      | 前年度決算額    | 予算額       | 備考(算定根拠)                       |
|-----------|-------------|-----------|-----------|--------------------------------|
| 会議費       | 会議時賄費       | 57,000    | 51,975    | 57,000 定例会・役員会等会議時お茶代          |
|           | ブロック会議費     | 30,000    | 4,163     | 24,000 3,000×8ブロック             |
|           | 総会・懇親会      | 594,000   | 490,500   | 594,000 会場費・飲食代                |
|           | 新年懇親会       | 504,000   | 406,000   | 504,000 会場費・飲食代                |
| 活動費       | 部会活動費       | 150,000   | 34,000    | 100,000 講師謝礼等                  |
|           | 研修費         | 150,000   | 0         | 100,000 視察・研修実施経費              |
|           | 旅 費         | 20,000    | 17,020    | 20,000 市外出張旅費                  |
| 広報費       | 連合会だより      | 608,000   | 617,060   | 620,000 印刷代・送料・宛名ラベル(37・38号発行) |
|           | 活動の手引き      | 350,000   | 352,915   | 360,000 印刷代・送料・宛名ラベル(令和7年度版発行) |
|           | 地域自治協議会広報資料 | 120,000   | 154,352   | 120,000 広報・周知用チラシ              |
| 人 件 費     | 1,300,000   | 1,270,500 | 1,300,000 | 事務局臨時職員給料                      |
| 労働保険料     | 14,000      | 16,427    | 16,500    | 事務局臨時職員労働保険料                   |
| 通信運搬費     | 20,000      | 11,510    | 20,000    | 会議資料等送料・銀行振込手数料                |
| 消耗品費      | 150,000     | 183,621   | 150,000   | 会議資料作成消耗品費等                    |
| 備 品 費     | 0           | 0         | 100,000   |                                |
| 原自治連合会    | 会 費         | 90,000    | 90,000    | 90,000 年会費                     |
|           | 表彰式負担金      | 40,000    | 40,000    | 40,000 表彰式負担金                  |
|           | 県外研修参加負担金   | 35,000    | 20,220    | 35,000 県外研修参加負担金(一人当たり)        |
| 弔 慰 見 舞 金 | 10,000      | 10,000    | 10,000    | 入院見舞金・死亡弔慰金                    |
| 予 備 費     | 206,004     | 0         | 59,339    |                                |
| 合 計       | 4,448,004   | 3,770,263 | 4,319,839 |                                |